

追加受付

令和 7・8 年度 競争入札参加資格審査申請書 記載要領

令和 7 年 9 月

【受付期間】 令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

【申請区分】 （１）建設工事
（２）測量・建設コンサルタント等
（３）物品製造・役務の提供等（販売含む）

【申請条件】

申請者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア．地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号に該当しない者

イ．申請日時点で、確定している決算を有する者

ウ．那須烏山市に納税の義務を有する者にあつては、市税に未納がない者

エ．法人の申請者にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の申請者にあつては申告所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者

オ．法令等による許可、資格、届出等が義務付けられているものについて、その許可等を有する者

【資格有効期間】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（１年間）

※資格決定後、「競争入札参加資格者名簿」に登載されます。この名簿は、那須烏山市の各機関において利用するとともに、那須烏山市ホームページを通じ一般にも公開されます。

【申請方法】 記載要領に基づき作成した申請様式及び添付書類を申請区分ごとに、クリアファイルに入れ郵送（簡易書留・レターパックプラス）してください。

※レターパックライトは受領確認記録が残らないため利用しないでください。

【送付先】 〒321-0692

栃木県那須烏山市中央 1－1－1

那須烏山市総務課契約管財グループ 宛て

※封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

【注意事項】

- ・申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載したこと、又は重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、資格を取り消すことがあります。
- ・「【那須烏山市】提出書類チェックリスト」を活用して申請してください。申請内容や添付書類に不備等がある場合、連絡します。指定した期日までに補正を完了させてください。

【問合せ先】

那須烏山市総務課契約管財グループ

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1－1－1

TEL：0287－83－1117

平日（祝日を除く）9:00から17:00まで（12:00～13:00を除く）

FAX：0287－84－3788

E-mail：sohmu@city.nasukarasuyama.lg.jp

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- ・ 建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。
- ・ 建設工事以外の測量・建設コンサルタント等及び物品製造・役務の提供等においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2 申請書様式の形式

申請書様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずを使用すること。

3 様式 1（共通書式）の作成方法

- (1) 英数字については、半角で入力すること。
- (2) 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお、「新規」とは、那須烏山市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいう。
- (4) 「03 業者コード」欄は、記載しない。
- (5) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない。
- (6) 「05 建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。
- (7) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
- (8) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。
なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- (9) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。
※その他の氏名欄についても同様に記載すること。

- (10) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

- (11) 「17 担当者メールアドレス」欄については、那須烏山市からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。

- (13) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14) 「20 営業年数」欄には、

【建設工事の場合】

申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。

【測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等の場合】

登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

- (15) 「21 常勤職員の人数(人)」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。
- (16) 「22 設立年月日(和暦)」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しない。
- (17) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

4 様式2-1 競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」の「許可状況」欄については、建設業法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種(建設業法別表第1による業種区分)について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可(以下、「一般建設業の許可」という。)を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可(以下、「特定建設業の許可」という。)を受けている場合には「2」と記載すること。
- (2) 「② 年間平均完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載すること。
また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。
なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
- (3) 「③ 競争参加資格希望工種区分」欄については、29業種のうち、登録を希望する業種について、「③ 競争参加資格希望工種区分」の「01」列に「○」を記載すること。※「02」～「20」列は使用しない。
- (4) 「④ 総合評定値」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

5 様式3-1 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表の作成方法

【測量・建設コンサルタント等】

(1) 「24 測量等実績高」の各欄については、次により記載すること。

ア 「競争参加資格希望業種区分」欄は、別紙2に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載すること。

イ 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※ 建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

(2) 「25 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示

		第1526号) による建築設備士の登録を受けている者
	建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
	一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
	二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
	測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
	測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
	環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
	港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
	不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
	不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
	R C C M	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
	その他	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第

	2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

(3) 「26 自己資本額」欄については、次により記載すること。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

(4) 「27 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

(5) 「28 登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合

不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

- (6) 「29 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

6 様式4-1 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法

【物品製造・役務の提供等】

- (1) 様式4-1（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「物品の製造」、「物品の販売」、「物品の買受け」の3つのうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「営業品目」欄については、選択した資格の種類ごとに、別紙3の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

- (2) 様式4-1（役務の提供等）の「25 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「役務の提供等」の資格を希望する場合には、「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「営業品目」欄については、別紙4の業種に対応した競争参加資格希望業種を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

- (3) 様式4-1（経営状況調査表）については、次により記載すること。

ア 「26 製造・販売等実績」については、5（1）イと同様に記載するが、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

イ 「27 自己資本額」欄は、5（3）により記載すること。

ウ 「28 経営状況（流動比率）」欄は、5（4）により記載すること。

エ 「29 設備の額」欄は、様式4-1①（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

※ 設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること（なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上できない。）。

オ 「30 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類E－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※ 業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

カ 「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

7 添付資料の作成方法

添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。なお、公的機関の証明書については、申請日より3ヶ月前までのものを有効とする。

(1) 建設工事に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式2-2）

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域コード」については、別紙5のコードを用いること。また、営業所ごとに保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

イ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せて提出するものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

ウ 納税証明書

未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書。なお、提出区分については、別紙6に基づき提出すること。

エ 委任状

入札、見積り及び契約に関する一切の権限を支店長や営業所長等に委任する場合には、「委任状」を作成して提出すること。

※委任状を提出（権限を委任）した場合は、「受任者」が「契約等権限者」となり、入札書や見積書、契約書、請求書等は全て受任者名で作成することとなる（入札参加資格申請の手続きに関する委任ではないため注意すること）。

オ 栃木県の格付け決定の写し

申請日現在、最新のものを添付すること。

なお、栃木県が新たに発行する写しを取得した際は、追加提出すること。

(2) 測量・建設コンサルタント等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式3-2）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すコードについては、別紙5のコードを用いること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

イ 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができること。

ウ 登録証明書等

様式3-1③「28 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しない。

エ 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいう。

オ 納税証明書

7（1）ウによること。

カ 委任状

7（1）エによること。

（3） 物品製造・役務の提供等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式4-2）

7（2）アによること。

イ 登記事項証明書

7（2）イによること。

ウ 財務諸表類（1年分）

7（2）エによること。

エ 納税証明書

7（1）ウによること。

オ 委任状

7（1）エによること。

カ 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

物品の製造に係る登録を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能であるところ、計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出すること。

【別紙 1（様式 2－1 関係）】

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分				
		01	02	03	04	05
01	土木一式工事	○	記入不要			
02	建築一式工事	○				
03	大工工事	○				
・	・					
・	・					
・	・					
29	解体工事	○				

【別紙 2（様式 3－1 関係）】

契約の種類	コード	業種区分	業務内容
測量等に関する契約	01	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	02	建設コンサルタント	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
	03	地質調査	地質調査
	04	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	05	その他の業種	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理(電気通信)、航空・宇宙関連調査・設計等

【別紙 3（様式 4－1（物品販売等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
物品の販売、製造	101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	103	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、

			陶磁器等
	104	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	105	フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
	106	その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
	107	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	108	電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
	109	紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	110	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
	111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	112	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
	113	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等
	114	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箆笥等
	115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等

	116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、 通信機器、音響機器、配電盤、 交通管制機器、レーダー、 交換機、伝送装置、 通信ケーブル、無線機、 蓄電池、発電機、 遠方監視装置、 レーダー雨量装置、短波、 長波、携帯電話、PHS等
	117	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、 サーバ、ハードディスク、 メモリ、光学ドライブ、 汎用ソフトウェア等
	118	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、 試験分析機器、理化学機器、 気象観測機器、質量測定機器、 光学機器等
	119	医療用機器類	医療機器、理化学機器、 計測機器、測量機器、MR I、 A E D、介護機器、 福祉機器医療用ベッド等
	120	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	121	その他機器類	厨房器具、消火器具、 消火装置、防災器具、 自動車検査用機械器具、 林業用物品等
	122	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、 X線フィルム、検査試薬、 医療用ガス、ワクチン、治療薬 等
	123	事務用品類	事務用品、文具等
	124	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、 アスファルト、木材、石材、 砂利、ヒューム管、道路標識、 カーブミラー、建築金物、 スノーポール等
	125	消防保安用装備品類	制服、衛服、警報装置、火薬、 火工品、硬鉛、その他装備用品
	126	運動用具	球技・陸上・武道用具、 トレーニング機器、遊具、
	127	楽器	鍵盤、吹奏、打楽器
	128	農林漁業用品	肥料、飼料、農薬
	129	日用雑貨・食料品	清掃用具、荒物、日用品、 食品等

	130	選挙用品	選挙用品
	131	工業薬品	
	132	その他の販売製造品	
物品の買受け	301	立木竹	
	302	古物	鉄屑回収、古紙回収、 車両等買い取り等
	303	その他	

【別紙 4（様式 4－1（役務の提供等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
役務の提供等	401	広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、 ビデオ、広報、イベント企画等
	402	写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、 製本等
	403	調査・研究	調査、研究、計量、計測、 証明、統計、市場、交通、 シンクタンク、文化財調査、 検査、測量等
	404	情報処理	情報処理、入力、データ作成、 バックアップ、システム保守、 ソフトウェア保守、統計、 集計、データエントリー、 媒体変換等
	405	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	406	ソフトウェア開発	プログラム作成、 システム開発、 WEBシステム構築、 ネットワーク、オペレーション 等
	407	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、 イベント、設営等
	408	賃貸借	事務、パソコン、機器、 自動車、植物、動物、 情報機器、医療機器、 イベント用品、建物、寝具、 植木、物品等
	409	建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、 造園、警備、廃棄物処理、 害虫駆除、機器保守、電話交換 等
	410	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、 運送、倉庫、旅行等
	411	車両整備	自動車、車両、航空機、

			ヘリコプター等の整備
	412	船舶整備	船舶の整備
	413	電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM製作等
	414	医療業務	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託
	415	人材派遣	受付、案内、電話交換、指定管理、プール監視
	416	給食業務	調理、配送
	417	福祉サービス	福祉サービス
	418	保険販売	保険販売
	419	クリーニング	クリーニング
	420	その他の業務	登記関連業務、その他

【別紙５（様式２－２、３－２、４－２関係）】

コード	営業区域
01	那須烏山市全域

【別紙６（７ 添付資料の作成方法（１）ウ関係）】

１．那須烏山市に納税義務のある法人又は個人

- (1) 那須烏山市税務課で発行される完納証明書（未納の税額のない証明）を添付すること。
（個人の場合は代表者の納税証明書、法人の場合は会社の完納証明書）。

- (2) 税務署で発行される次の『納税証明書』（未納の税額のない証明）を添付すること。

納税証明書「その３の２」・・・個人用

納税証明書「その３の３」・・・法人用

※「電子納税証明書の写し」での提出可。

２．上記以外の法人又は個人

- (1) 住所地（所在地）を所轄する税務署で発行される次の『納税証明書』（未納の税額のない証明）を添付すること。

納税証明書「その３の２」・・・個人用

納税証明書「その３の３」・・・法人用

※「電子納税証明書の写し」での提出可。